



▼「特別児童扶養手当」などの

所得状況届・現況届が必要です

次の各手当を受けている方は、所得状況届・現況届が必要です。現況届等の提出が無い場合は、8月分以降の手当は受けられなくなります。

◆特別児童扶養手当

家庭で障がいのある児童(20歳未満)を介護している父母または養育者に対して支給する手当です。

支給月額

1級 5万2500円
2級 3万4970円

※所得制限あり

◆特別障害者手当

著しく重度の障がいが重複している状態にあり、日常生活で常に特別な介護を必要とする20歳以上の在宅の方(本人)に支給する手当です。

支給月額

2万7350円

※所得制限あり

◆障害児福祉手当

著しく重度の障がいの状態にあり、日常生活で常に特別な介護を必要とする20歳未満の在宅の方(本人)に支給する手当です。

支給月額

1万4880円

※所得制限あり



なお、対象となる方には、届出書等を郵送させていただきますので、内容をご確認のうえ、**8月12日(休)から9月13日(月)**までの間に、必ずご提出ください。

☎ 社会福祉課

0475(80)2614

土砂災害から身を守るために

土砂災害のおそれのある箇所(土砂災害警戒区域等および基礎調査予定箇所)は県ホームページ(ちば情報マップ)で公表していますので、山武市が公開しているハザードマップと併せて、お住まいの地域の災害リスクをご確認ください。

土砂災害警戒区域

土砂災害が発生した場合には住民等の生命または身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域

土砂災害特別警戒区域

土砂災害警戒区域のうち、土砂災害が発生した場合には建築物の損壊が生じ住民等の生命または身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域

基礎調査予定箇所

土砂災害防止法に基づき、県が土砂災害により被害を受けるおそれのある場所の地形や土地の利用状況などについて、現地調査を予定している箇所



☎ 消防防災課

0475(80)1116

千葉県ホームページ

山武市防災訓練

いっせい行動訓練(シェイクアウト訓練)に参加しよう！

～シェイクアウト訓練とは～

アメリカをはじめ世界に広まっている防災訓練です。地震が起こったとき、素早く3つの行動がとれるよう自主的に訓練するものです。

日 時 9月1日(水) 午前10時00分 開始

※午前10時00分に震度6強の地震が起きると想定し、防災行政無線や山武市安心安全メールで訓練開始のお知らせをします。

実施区域 山武市全域

※訓練当日は東金市、大網白里市、九十九里町、横芝光町、芝山町でも同時に訓練を実施します。

訓練場所 それぞれの自宅・職場など

「シェイクアウト訓練の実施方法」

10時から1分間それぞれの場所で3つの行動をとりましょう



イラスト提供：効果的な防災訓練と防災啓発提唱会議

シェイクアウト訓練参加の事前登録

シェイクアウト訓練はその場でできる訓練ですので、みんなで参加しましょう。また、参加人数を把握するため、訓練へ参加される団体等の代表の方は、事前の参加登録をお願いします。

市ホームページ、電話で参加登録を受け付けています。

※電話による登録については平日の8：30～17：15にお願いします。

(登録には、参加する団体名、人数等の情報が必要となります。)

申・問 消防防災課 ☎0475(80)1116



参加登録フォーム



国民健康保険・後期高齢者医療加入の方へ

医療費が高額になりそうなときは「限度額適用認定証」の申請手続きを

医療費が高額になりそうなときはあらかじめ「限度額適用認定証」を医療機関等の窓口に掲示することにより、1カ月(1日から月末まで)の窓口でのお支払いが自己負担限度額までとなります。

※ただし、70歳以上の所得区分が「現役並みⅢ」または「一般」の方は申請の必要がありません。



ちーこちゃん

1. 70歳未満の国民健康保険加入者で国民健康保険税の未納のない方

区分	所得区分	自己負担限度額(月額)
ア	所得 901万円超	252,600円+(総医療費-842,000円)×1% 【多数回該当: 140,100円】
イ	所得 600万円超901万円以下	167,400円+(総医療費-558,000円)×1% 【多数回該当: 93,000円】
ウ	所得 210万円超600万円以下	80,100円+(総医療費-267,000円)×1% 【多数回該当: 44,400円】
エ	所得 210万円以下	57,600円 【多数回該当: 44,400円】
オ	住民税 非課税世帯	35,400円 【多数回該当: 24,600円】

◎表中の「所得」とは、基礎控除後の「総所得金額等」になります。

◎所得の申告がない場合は区分アとみなされますのでご注意ください。

◎表中の「多数回該当」とは、過去12カ月の間に、同一世帯で自己負担限度額を超える月が4回以上あった場合の4回目以降の限度額になります。

◎入院時の食事代や保険適用外の差額ベッド代などは対象外です。

2. 70歳以上75歳未満の国民健康保険加入者および後期高齢者医療加入者の方

所得区分		外来(個人単位)	外来+入院(世帯単位)
①現役並み所得者	現役並みⅢ*(課税所得690万円以上)	252,600円+(総医療費-842,000円)×1%【多数回該当 140,100円】	
	現役並みⅡ(課税所得380万円以上690万円未満)	167,400円+(総医療費-558,000円)×1%【多数回該当 93,000円】	
	現役並みⅠ(課税所得145万円以上380万円未満)	80,100円+(総医療費-267,000円)×1%【多数回該当 44,400円】	
②一般*	(①および③以外)	18,000円【年間限度額 144,000円】	57,600円【多数回該当 44,400円】
③低所得者(住民税非課税世帯)	低所得Ⅱ(区分Ⅱ)	8,000円	24,600円
	低所得Ⅰ(区分Ⅰ)	8,000円	15,000円

※所得区分が「現役並みⅢ」または「一般」の方は申請の必要はありません。

◎後期高齢者医療の方は、③低所得者は住民税非課税世帯、低所得Ⅱは区分Ⅱ、低所得Ⅰは区分Ⅰと読み替えます。

◎低所得Ⅱ…同一世帯の世帯主および国保被保険者(後期高齢者医療は、世帯の全員)が住民税非課税の世帯に属する方(低所得Ⅰ(区分Ⅰ)を除く)

◎低所得Ⅰ…同一世帯の世帯主および国保被保険者(後期高齢者医療は、世帯の全員)が住民税非課税で、各所得が必要経費・控除(年金の所得は控除額を80万円として計算)を差し引いたときに0円となる世帯に属する方

3. 世帯の国民健康保険加入者全員(国民健康保険に加入していない世帯主も含む。後期高齢者医療は、世帯の全員)が住民税非課税の方

住民税非課税世帯の方は、医療費のほかにも、下記のとおり入院時食事代の標準負担額が一般(住民税課税世帯)に比べ減額できます。

所得区分	入院時の食事代の標準負担額(1食あたり)	
一般(住民税課税世帯)	460円	
区分オまたは低所得Ⅱ(区分Ⅱ)	90日までの入院(過去12カ月の入院日数)	210円
	90日を超える入院(過去12カ月の入院日数)	160円
低所得Ⅰ(区分Ⅰ)	100円	

※手続きに必要なもの

・認定証が必要な方の保険証
・窓口に来る方の本人確認書類(マイナンバーカードや免許証等)

※認定証の有効期限は毎年7月31日までとなります。すでに交付されている方も引き続き認定を受ける場合は、再度申請が必要となります(後期高齢者医療は、区分が同じ場合に限り自動的に交付されます)。

※1月2日以降に転入された方は、1月1日現在にお住まいであった市区町村の「所得証明書(非課税証明書)」をお持ちください。(国保のみ)

お知らせ



健康・福祉

**8月はジェネリック医薬品
推進月間です。**

ジェネリック医薬品は

①お財布にやさしい

新薬に比べ3〜5割程度お薬代
が安くなる場合が多いです。

②安心なお薬です

国が許可したお薬だけが販売さ
れています。

③変更は簡単。希望するだけ

かかりつけの医師または薬剤師
に相談してみましょう。

市では、医療費の自己負担額軽減と医療保険財政の健全化を目的として、国民健康保険に加入されている方を対象に、ジェネリック医薬品差額通知を8月中旬に送付します。現在処方されている薬をジェネリック医薬品に切り替えることで、自己負担額がどれくらい安くなるかをお知らせします。

対象となる方 令和3年4月に薬

の処方を受けた20歳以上75歳未満の方で、ジェネリック医薬品に切り替えることで2000円以上を軽減できる方

☎ 国保年金課

0475(80)1143

献血にご協力をお願いします

毎日約3千人の方が輸血を必要としています。しかし新型コロナウイルス感染症の影響で、献血バスでの献血を実施できる場所が少なく、血液が非常に不足している状況です。多くの方のいのちを救うため、皆様のご協力をお願いします。

日時 8月10日(火)

午前10時〜11時45分
午後1〜4時

場所 成東保健福祉センター

また、献血会場では新型コロナウイルス感染症対策を徹底し、献血を行っています。詳しくは、市のHP(左記のURL)をご覧ください。

HP <https://www.city.sammu.lg.jp/page/page001311.html>

☎ 健康支援課

0475(80)1173



100歳を迎える方へ

100歳を迎える方に長寿祝金を贈呈します。

対象者

①9月1日現在、市内に1年以上住民登録がある

②100歳である(大正10年4月1日〜大正11年3月31日生)

なお、対象となる方には、9月中旬頃に申請書を郵送しますので、手続きをお願いします。

※(88歳および99歳の長寿祝金贈呈は、令和2年度で終了となりました。)

☎ 高齢者福祉課

0475(80)2642

福祉有償運送運転者講習会

福祉輸送サービスの協力者や新たな移送サービスの開発につながることを目的に講習会を開催します。

日時 9月4日(土)・5日(日)

午前9時30分〜午後5時

場所 成東老人福祉センター

対象者 山武市民で助け合い活動に関心のある方

受講料 1万円

※協力者として活動してくださる場合、受講料を免除します。

定員 15人

※申し込み等、詳しくはお問い合わせください。

☎ 山武市社会福祉協議会

0475(82)7102



**山武市地域福祉活動推進助成事業
助成対象団体を決定**

6月29日に実施されました地域福祉計画推進委員会の選考により、次の団体が対象団体に決定しました。

①南天の会(高木壽)

②蓮沼地域敬老ふれあい会実行委員会(藤波静治)

③豊岡を元気にする会「まあるく豊岡」(猪野尾洋美)

(一)内は代表者氏名・順不同・敬称略

☎ 社会福祉課

0475(80)2612



国民年金保険料をお得に納付

国民年金の保険料の納付には、口座振替・クレジットカードが利用できます。



口座振替には、当月分保険料を当月末に振替納付することにより、月々50円割引される「早割制度」や、現金納付よりも割引額が多い「6か月前納」「1年前納」「2年前納」もありお得です。

口座振替を希望する方は、納付書または年金手帳、通帳、金融機関届出印を持参のうえ、希望する金融機関または年金事務所へお申し出ください。

クレジットカード納付を希望する方は、納付書または年金手帳、クレジットカードを持参のうえ、年金事務所へお申し出ください。

なお、カード名義人が本人・配偶者以外の場合には、カード名義人の同意書の提出が必要です。

※前納には申込期限があります。※月々払いは申し込みの2〜3か月後に開始されます。希望する方はお早めにお申し出ください。

千葉年金事務所

☎ 043(242)6320



子育て・教育

第1・2回「保育de就職!@千葉 保育のしごと就職フェスタ」開催

求人のある保育所(園)・児童福祉施設等の採用担当者、個別面談や保育職場に関する相談等を行います。

対象 保育所(園)・児童福祉施設等へ就職を希望する方

日程 ①9月11日(土)
②11月6日(土)

時間 午後1〜4時

場所 (就職面談会:午後0時30分〜)
①千葉市中央区本千葉町15-1
京成ホテルミラマール6階
ローズルーム

②流山市おおたかの森北1-2-1
スターツおおたかの森ホール1階ホール

参加方法 直接会場へお越しください(参加費無料、履歴書不要)。

会場 (福)千葉県社会福祉協議会
千葉県福祉人材センター内
ちば保育士・保育所支援センター(担当:堀内・浅井・水谷)

☎ 043(222)2668
2227



暮らし・環境

預けて安心!自筆証書遺言 書保管制度

令和2年7月から「自筆証書遺言書保管制度」が始まりました。

ご自身で書いた遺言書を法務局に預けることができます(申請手数料は1通につき3900円)。ご希望があれば、相続開始後、法務局から相続人等に遺言書が保管されている旨の通知がなされるので、遺言書が発見されなかったというトラブルを防ぐことができます。

さらに、家庭裁判所の検認が不要となります。詳細は、最寄りの法務局へお尋ねいただくか、法務省のホームページをご覧ください。

会場 千葉地方法務局戸籍課戸籍係
☎ 043(302)1316

※参考:法務省ホームページ
http://www.moj.go.jp/MINJI/minji04_00034.html

売上げが減少した事業者へ支援金を支給します

緊急事態措置またはまん延防止等重点措置に伴う、飲食店の休業・時短営業または外出自粛等の

影響により、売上げが減少している事業者に支援金を支給します。

対象 ①月の売上げが前年比または前々年比で50%以上減少している。

②令和3年4月以降に実施された緊急事態措置またはまん延防止等重点措置に伴う要請を受けて、休業または時短営業を実施している飲食店と直接・間接の取引がある。またはこれらの地域における不要不急の外出・移動の自粛による直接的な影響を受けている。

詳しくは、月次支援金事務局までお問い合わせください。

会場 月次支援金事務局
☎ 0120(211)240
<https://ichijishienkin.go.jp/getsujihsienkin/index.html>



お知らせ

路線バス「蓮沼循環」バスが
廃止となります

JR横芝駅から市内の蓮沼地域を循環する「蓮沼循環」バスが9月30日をもって廃止となります。

旧蓮沼村の頃から廃止代替バスとして長年親しまれてきましたが、近年は利用者が大幅に減少したことから、路線を廃止する運びとなりました。

利用者の方にはご不便をおかけしますが、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

また、代わりの交通手段として市の基幹バス、乗合タクシーなどをご利用ください。

☎ 千葉交通株式会社

本社 営業課

☎ 0476(24)3331

多古営業所

☎ 0479(76)3487

ゼロカーボンシティ宣言都市

日常生活でできる取り組みを
を紹介します

市は二酸化炭素の排出量実質ゼロを目指すため、昨年6月にゼロカーボンシティを宣言しました。地球温暖化対策として、日常生活の中で実施できる取り組みを紹介

介します。

冷蔵庫の省エネ行動

- ・壁から適切な間隔で設置
- ・物を詰め込みすぎない
(冷凍庫は隙間なく入れる)
- ・開けている時間を短く、無駄な開閉はしない
- ・熱い物は冷ましてから保存

あなたのアイデアで山武市を
よりよいまちにしませんか？

令和4年度市民提案型交流のまちづくり推進事業補助金の募集が始まります。

市民活動団体(NPO含む)や区、自治会などが提案する公益事業や協働事業で、市のまちづくりにふさわしいと認められた事業に対し、事業に係る経費の一部または全部を補助金として助成する制度です。地域の課題を解決したいという想いを事業にした提案をお待ちしています。

説明会 9月2日(木) 11時

場所 市役所第6会議室

※説明会に出席を希望される方は、事前に市民自治支援課までご連絡ください。

応募期間・事前相談 9月1日(水)

30日(木)

選考審査会 11月下旬

その他 提出書類については、市ホームページからダウンロードできます。詳細については、お問い合わせください。

☎ 市民自治支援課

☎ 0475(80)0151

HP <https://www.city.sammu.lg.jp/page/page002818.html>

お墓・葬儀の料金トラブル
に気を付けて！

「石材店店員が訪ねてきて、お墓が古いので工事した方が良く勧められた。口約束で工事代を前払いしたが、半年たっても完成しないうえに、原料が高騰したと追加料金の請求を受けた。不審だ」「家族葬でお願いしたいと相談したが、一般葬を強く勧められた。精神的な疲れもあり根負けして勧められるまま契約したが、思いのほか高額で費用を支払うことができない」といった相談が寄せられています。

トラブルにあわないための3つのポイント

- ①お墓や葬儀についての打ち合わせは、親族などと複数で行う。
- ②見積書・契約書の求めに応じ、丁寧な説明をしてくれる業者を選ぶ。
- ③おかしいと思ったら消費生活センターに相談する。(消費者ホットライン188)

☎ 山武市消費生活センター

☎ 0475(82)8453

相談受付時間 平日9時～12時、

午後1時～4時30分

※土日祝日・年末年始は休み



交通災害共済

～ 8 月は一斉加入月間 家族そろってご加入を～

交通災害共済は、利益を目的としない住民相互の共済制度で、公共団体が運営する安心・有利な見舞金制度です。

○令和3年度の加入申込期間

8月2日(月)～8月31日(火)

○加入方法

申込書を記入のうえ、会費を添えて市民自治支援課または各出張所に提出してください(申込書は市民自治支援課・各出張所にもあります)。

※市内こども園、幼稚園、保育園、小・中学校に在籍している場合は、会費の安い「集団加入」をすることができます。まだ加入されていない方は、学校などを通じて8月末までに申し込みをしてください。



○見舞金の対象となる交通事故

自動車や自動二輪車などによる交通事故で、自動車安全運転センターから交通事故証明書が発行された事故(原則として人身事故扱いとなった事故)が対象となります。

○共済期間と年会費

申込日	共済期間	会費(1人あたり)
令和3年8月31日まで	令和3年9月1日～令和4年8月31日	700円
令和3年9月1日以降	加入申込日翌日～令和4年8月31日	加入月により 700円～100円

○見舞金の額

見舞金種類	金額
死亡見舞金	150万円
傷害見舞金	入院・通院実日数により2万円～50万円
身障見舞金(1級または2級)	傷害見舞金のほか50万円
交通遺児見舞金	交通遺児1人につき10万円

☎ 市民自治支援課

☎ 0475(80)1271

お知らせ

成田国際空港に雇用相談窓口
ができました

成田国際空港(株)が、県や国と連携して、空港関連企業や周辺企業で働く従業員などへの総合的なサポートを行う雇用相談窓口「ナリタJOBポート」を開設しました。この窓口では、職業相談や出向・再就職支援業務など、雇用に関するご相談に応じます。詳しくは、ホームページをご覧ください。か、お問い合わせください。

受付時間 平日午前10時～午後4時

場所 成田国際空港第2駐車場ビル(南側)2階事務室(P2021)(JR・京成本線 空港第2ビル駅下車)

相談窓口

☎0476(34)6502

ナリタジョブポート

検索

山武の地域資源の活用に取り
組む方を応援します！

市では、農林漁業者、商工業者が行う山武市の地域資源を活用した6次産業化や農商工連携による取り組みを支援する補助制度を設けています。補助制度の利用者について、2次募集を行います。

産品等の開発に必要な生産加工施設、販売施設の整備を計画されている方はご利用についてご検討ください。

補助対象者 市内に住所を有する個人または事務所を有する法人その他の団体等

対象事業および補助金額

①産品等開発

補助対象経費の2分の1以内

(上限金額50万円)

②生産加工施設・機械整備

補助対象経費の2分の1以内

(上限金額100万円)

③加工・販売施設整備

補助対象経費の2分の1以内

(上限金額100万円)

申請方法

市ホームページに掲載されている募集要項をご覧ください。また、商工観光課までお問い合わせください。

採択方法 事業計画について、審

査委員による審査を行い、採択されたものについて補助を行います。

募集期限

事業認定額が予算額に達するまで毎月10日(当日が市の休日の場合は、市の休日の翌日)を期限として受付を行い、月末までに認定の可否を決定します。

なお、本年度の最終受付期限は、12月10日(金)までとします。

商工観光課

☎0475(80)1201

HP <https://www.city.sammug.jp/page/page02086.html>

住宅リフォーム補助

市内施工業者を利用して行う、個人住宅のリフォーム工事費用の一部を補助します。

対象者

①山武市の住民基本台帳に登録があり、市内に居住している方

②世帯全員が市税などの滞納がない方

対象住宅

市内の自らが居住している住宅(集合住宅等は個人専有部分・店舗等の併用住宅は個人住宅部分)

対象工事

①市内施工業者の行うリフォーム工事、工事が10万円(消費税を除く)以上であるもの

②他の補助制度との併用がないもの

③令和4年2月末日までに工事を完了し、実績報告ができるもの

補助金額 補助対象費用(税抜工事費)の10分の1(上限20万円)

申込受付 8月2日(月)～16日(月)

※先着順ではありません(申し込み多数の場合は抽選)。

その他

- ・契約済みの工事は対象外です。
- ・令和元年台風第15号、台風第19号および10月25日の大雨による被害箇所の修繕工事は対象外です。
- ・補助は同一世帯について1回限りです。
- ・本事業については令和3年度で終了を予定しております。

商工観光課

☎0475(80)1192

